

○和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則

平成27年12月25日

規則第109号

改正 平成29年3月31日規則第43号

(題名改称)

令和元年7月24日規則第14号

令和元年8月15日規則第25号

令和元年10月1日規則第30号

令和2年7月2日規則第88号

令和4年3月10日規則第10号

令和5年3月17日規則第12号

第1条 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第51号。以下「条例」という。)別表の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市こども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第10号。以下「こども医療費条例」という。)第5条に規定するこども医療費の受給資格についての認定の申請又は同条例第7条第1項の規定による届出に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請又は届出に係るこども医療費条例第3条第1項に規定する対象子ども(以下この条において単に「対象子ども」という。)及び当該対象子どもの保護者(親権を行う者その他の者であって、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。以下この条において同じ。)並びに当該対象子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)

イ 当該申請又は届出に係る対象子どものうち、6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものの保護者に係る市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。以下同じ。))をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)に関する情報

ウ 当該申請又は届出に係る対象子ども及び当該対象子どもの保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

エ 当該申請又は届出に係る対象子どもに係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第

19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

オ 当該申請又は届出に係る対象子ども及び当該対象子どもの保護者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

カ 当該申請又は届出に係る対象子ども及び当該対象子どもの保護者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき生活保護法の規定を準用して行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

(2) 和歌山市こども医療費の支給に関する条例施行規則（昭和48年規則第22号）第6条第4項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る対象子ども及び当該対象子どもの保護者並びに当該対象子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る対象子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該申請に係るこども医療費条例第6条に規定する受給資格者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）

第2条 条例別表の2の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護（第1号において単に「保護」という。）の決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 要保護者等（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者又は現に保護を受けている者であった者をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報

(2) 要保護者等に係る道府県民税（地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）又は市町村民税に関する情報

(3) 要保護者等に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関

する情報

- (4) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報
- (6) 要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (7) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- (9) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当又は特別障害者手当の支給に関する情報
- (10) 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (11) 要保護者等に係る介護保険法第115条の45第1項、第2項又は第3項の地域支援事業の実施に関する情報
- (12) 要保護者等に係る介護保険法第129条の保険料の徴収に関する情報
- (13) 要保護者等に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）
- (14) 要保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）
- (15) 要保護者等に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の公営住宅の家賃に関する情報
- (16) 要保護者等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）
- (17) 要保護者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
- (18) 要保護者等に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報
- (19) 要保護者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第3条 条例別表の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定

める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68条）第8条に規定する入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

- ア 住民票関係情報
- イ 市町村民税に関する情報
- ウ 生活保護実施関係情報
- エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- オ 外国人生活保護実施関係情報
- カ 身体障害者手帳関係情報
- キ 精神障害者保健福祉手帳関係情報

(2) 和歌山市営住宅条例第12条第1項又は第29条第1項に規定する家賃の決定に関する事務 和歌山市営住宅条例第2条第2号の市営住宅の入居者又は同居者（以下この条において「市営住宅入居者等」という。）に係る前号ア、イ、カ及びキに掲げる情報

(3) 和歌山市営住宅条例第14条（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 市営住宅入居者等に係る第1号アからキまでに掲げる情報

(4) 和歌山市営住宅条例第23条第1項に規定する同居の承認に関する事務 第3号に規定する情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る第1号アからキまでに掲げる情報

(5) 和歌山市営住宅条例第26条第1項に規定する入居の承継の承認に関する事務 第3号に規定する情報

(6) 和歌山市営住宅条例第30条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 第2号に規定する情報

(7) 和歌山市営住宅条例第30条第4項の規定による明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 市営住宅入居者等に係る第1号ア及びウからキまでに掲げる情報

(8) 和歌山市営住宅条例第32条の規定による住宅のあっせん等に関する事務 第2号に規定する情報

(9) 和歌山市営住宅条例第40条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 第7号に規定する情報

第4条 条例別表の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市改良住宅条例（平成9年条例第70号）第6条及び第14条の規定による入

居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

- ア 住民票関係情報
- イ 市町村民税に関する情報
- ウ 生活保護実施関係情報
- エ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- オ 外国人生活保護実施関係情報
- カ 身体障害者手帳関係情報
- キ 精神障害者保健福祉手帳関係情報

(2) 和歌山市改良住宅条例第21条(第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による敷金の減免又は徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 和歌山市改良住宅条例第2条第1号の改良住宅の入居者又は同居者(以下この条において「改良住宅入居者等」という。)に係る前号アからキまでに掲げる情報

(3) 和歌山市改良住宅条例第19条第1項又は第24条第1項に規定する家賃の決定に関する事務 改良住宅入居者等に係る第1号ア、イ、カ及びキに掲げる情報

(4) 和歌山市改良住宅条例第26条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務 改良住宅入居者等に係る第1号ア及びウからキまでに掲げる情報

(5) 和歌山市改良住宅条例第27条第1項において準用する和歌山市営住宅条例第23条第1項に規定する同居の承認に関する事務 第2号に規定する情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る第1号アからキまでに掲げる情報

(6) 和歌山市改良住宅条例第27条第1項において準用する和歌山市営住宅条例第26条第1項の規定による入居の承継の承認に関する事務 第2号に規定する情報

(7) 和歌山市改良住宅条例第27条第1項において準用する和歌山市営住宅条例第32条の規定による住宅のあっせん等に関する事務 第3号に規定する情報

第5条 条例別表の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和54年条例第14号。以下「ひとり親家庭等医療費条例」という。)第5条に規定する医療費の受給資格についての認定の申請又は同条例第7条第1項の規定による届出に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請又は届出に係るひとり親家庭等医療費条例第3条第1項に規定する支給対象者(以下この条において単に「支給対象者」という。)及び支給対象者と同居している母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の規定により扶養をする義務がある者をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報

イ 当該申請又は届出に係る支給対象者及び支給対象者と同居している母子家庭の母又は父

子家庭の父の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る国民健康保険法の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

エ 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る生活保護実施関係情報

オ 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

キ 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

ク 当該申請又は届出に係る支給対象者に係る身体障害者手帳関係情報

(2) 和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和54年規則第49号）第9条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る支給対象者及び支給対象者と同居している母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養義務者に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る支給対象者に係る国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該申請に係るひとり親家庭等医療費条例第6条に規定する受給資格者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第6条 条例別表の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市老人医療費の支給に関する条例（昭和47年条例第43号）第5条の老人医療費受給資格についての認定の申請又は同条例第7条の規定による届出に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請又は届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 当該申請又は届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請又は届出に係る者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請又は届出に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請又は届出に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 当該申請又は届出に係る者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

(2) 和歌山市老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和47年規則第76号）第9条の規定による提出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該提出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 当該提出を行う者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保

險給付の支給に関する情報

ウ 当該提出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第7条 条例別表の7の項の規則で定める事務は、介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額又は同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額を負担することが困難であることについての認定の審査に関する事務とし、条例別表の7の項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 当該負担の軽減を受けるための申請（以下この号において単に「申請」という。）を行う被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る住民票関係情報
- (2) 当該申請を行う被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る市町村民税に関する情報
- (3) 当該申請を行う被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る生活保護実施関係情報
- (4) 当該申請を行う被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- (5) 当該申請を行う被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 当該申請を行う被保険者に係る介護保険法第129条第1項の規定による保険料の徴収に関する情報
- (7) 当該申請を行う被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る年金給付関係情報

第8条 条例別表の8の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例（昭和51年条例第16号）第5条に規定する重度心身障害児者医療費受給資格についての認定の申請又は同条例第7条第1項の規定による届出に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請又は届出に係る者若しくは当該者と同一の世帯に属する者又は当該者の扶養義務者に係る住民票関係情報
 - イ 当該申請又は届出に係る者若しくは当該者と同一の世帯に属する者又は当該者の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
 - ウ 当該申請又は届出に係る者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報
 - エ 当該申請又は届出に係る者に係る生活保護実施関係情報
 - オ 当該申請又は届出に係る者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
 - カ 当該申請又は届出に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - キ 当該申請又は届出に係る者に係る身体障害者手帳関係情報

ク 当該申請又は届出に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ケ 当該申請又は届出に係る者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

(2) 和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則（昭和51年規則第13号）第8条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る者若しくは当該者と同一の世帯に属する者又は当該者の扶養義務者に係る住民票関係情報

イ 当該申請に係る者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ウ 当該申請に係る和歌山市重度心身障害児者医療費の支給に関する条例第6条に規定する受給資格者又はその保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第9条 条例別表の9の項の規則で定める事務は、和歌山市心身障害児福祉年金条例（昭和42年条例第14号）第3条に規定する心身障害児福祉年金受給資格についての認定の申請又は和歌山市心身障害児福祉年金条例施行規則（平成11年規則第38号）第7条の規定による届出に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請又は届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(2) 当該申請又は届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該申請又は届出に係る身体障害者手帳関係情報

(4) 当該申請又は届出に係る者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

(5) 当該申請又は届出に係る和歌山市心身障害児福祉年金条例第5条に規定する年金受給者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第10条 条例別表の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第31条第1項の規定による障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であることについての認定の審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該認定に係る支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る住民票関係情報

イ 当該認定に係る支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該認定に係る支給決定障害者等に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の11第1項の規定による障

害児通所支援に要する費用を負担することが困難であることについての認定の審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該認定に係る通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る住民票関係情報

イ 当該認定に係る通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該認定に係る通所給付決定保護者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第11条 条例別表の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号。次号及び第3号において「地域生活支援事業条例」という。）第2条第7号に規定する事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者又は障害児の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る住民票関係情報

イ 当該申請を行う障害者又は障害児の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者又は障害児の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者又は障害児の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う障害者又は障害児の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 当該申請を行う障害者又は障害児に係る身体障害者手帳関係情報

キ 当該申請を行う障害者又は障害児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ク 当該申請を行う障害者に係る介護保険法による保険給付の支給に関する情報

(2) 地域生活支援事業条例第2条第9号から第11号までに規定する事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者（地域生活支援事業条例第1条の2第3項に規定する保護者をいう。以下この号において同じ。）及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

イ 当該申請を行う障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 当該申請を行う障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害

児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

オ 当該申請を行う障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ 当該申請を行う障害者及び障害児に係る身体障害者手帳関係情報

キ 当該申請を行う障害者及び障害児に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報

ク 当該申請を行う障害者に係る介護保険法による保険給付の支給に関する情報

(3) 地域生活支援事業条例第7条第2項に規定する申請に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う受給者又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る住民票関係情報

イ 当該申請を行う受給者又はその属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

第12条 条例別表の12の項の規則で定める事務は、和歌山市身体障害者等訪問入浴サービス事業条例（平成16年条例第2号）第4条第1項又は第6条第2項の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 申請を行う身体障害者等及びその扶養義務者に係る住民票関係情報

(2) 申請を行う身体障害者等及びその扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

(3) 申請を行う身体障害者等及びその扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

(4) 申請を行う身体障害者等及びその扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

(5) 申請を行う身体障害者等及びその扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 申請を行う身体障害者等に係る身体障害者手帳関係情報

(7) 申請を行う身体障害者に係る介護保険法による保険給付の支給に関する情報

第13条 条例別表の13の項の規則で定める事務は、和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第37号）第7条の規定による同条例第1条に規定する利用者負担額の減額の申請に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 当該申請に係る教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者の特定被監護者等に係る住民票関係情報

(2) 当該申請に係る教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等に係る市町村民税に関する情報

(3) 当該申請に係る教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等に係る国民

年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

第14条 条例別表の14の項の規則で定める事務は、認定こども園、保育所又は地域型保育事業所に在籍する第3子以降の児童（以下この条において「対象児童」という。）に係る副食費の助成に係る審査及び支給決定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 対象児童の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る住民票関係情報
- (2) 対象児童の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る市町村民税に関する情報
- (3) 対象児童の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月24日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月15日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月2日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月10日）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。